

第 10 表 租 税 特 別 措 置 法 関 連 項 目 (参 考)

(その1)

所得者区分	事業所得者等の特別控除関連											
	試験研究を行った場合の所得税額の特別控除		高度省エネルギー増進設備等取得した場合の所得税額の特別控除		中小事業者が機械等取得した場合の所得税額の特別控除		地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の所得税額の特別控除		地方活力向上地域等において特定建物等取得した場合の所得税額の特別控除		地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除	
	措法10		措法10の2		措法10の3		措法10の4		措法10の4の2		措法10の5	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	8	23	-	-	5,789	776	-	-	-	-	-	-
事業所得者	8	23	-	-	5,546	755	-	-	-	-	-	-
不動産所得者	-	-	-	-	58	4	-	-	-	-	-	-
給与所得者	-	-	-	-	99	6	-	-	-	-	-	-
雑所得者	-	-	-	-	30	1	-	-	-	-	-	-
他の区分に該当しない所得	-	-	-	-	56	11	-	-	-	-	-	-

所得者区分	事業所得者等の特別控除関連(続)									
	特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除		特定中小事業者が特定経営力向上設備等取得した場合の所得税額の特別控除		給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除		所得税の額から控除される特別控除額の特例		合 計	
	措法10の5の2		措法10の5の3		措法10の5の4		措法10の6			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	201	17	367	102	11,032	2,516	647	232	18,044	3,666
事業所得者	190	16	350	97	10,766	2,454	618	229	17,478	3,574
不動産所得者	8	0	5	3	74	7	7	0	152	14
給与所得者	-	-	7	2	120	37	17	1	243	46
雑所得者	-	-	-	-	6	2	-	-	36	3
他の区分に該当しない所得	3	0	5	0	66	16	5	1	135	28

(その2)

所得者区分	住宅関係特別控除関連											
	住宅借入金等特別控除		特定増改築等住宅借入金等特別控除		住宅耐震改修特別控除		住宅特定改修特別税額控除		認定住宅新築等特別税額控除		合 計	
	措法41		措法41条の3の2		措法41条の19の2		措法41条の19の3		措法41条の19の4			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	260,718	50,456	267	15	447	39	1,585	169	1,662	471	264,679	51,150
事業所得者	76,483	12,958	74	4	131	14	507	40	751	156	77,946	13,172
不動産所得者	16,981	3,169	47	4	43	6	235	25	312	83	17,618	3,287
給与所得者	156,135	32,453	87	5	130	14	569	63	435	164	157,356	32,699
雑所得者	3,938	396	49	1	121	2	121	9	67	20	4,296	428
他の区分に該当しない所得	7,181	1,479	10	0	22	3	153	32	97	48	7,463	1,562

(その3)

所得者区分	寄附金特別控除関連							
	政党等寄附金特別控除		認定NPO法人等寄附金特別控除		公益社団法人等寄附金特別控除		合 計	
	措法41の18の2		措法41の18の2②		措法41の18の3			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	7,078	115	73,013	1,219	128,903	2,911	208,994	4,245
事業所得者	679	9	9,678	138	17,653	325	28,010	472
不動産所得者	1,873	28	15,501	210	28,295	500	45,669	738
給与所得者	2,640	52	32,751	444	58,548	1,199	93,939	1,695
雑所得者	1,501	13	10,798	95	17,413	185	29,712	293
他の区分に該当しない所得	385	14	4,285	332	6,994	702	11,664	1,048

(注) 第10表は調査項目に関する標本が僅少なため参考値であり、第1～9表とも関連しない。